

○厚生労働省告示第三百三十三号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第六号の規定に基づき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月三十日

厚生労働大臣 長妻 昭

第五号イ中「開始した医薬品」の下に「(当該評価が終了したものを除く。)」を加え、同号ロ中「受理された医薬品」の下に「(イの評価が終了したものを除く。)」を加え、第七号イ中「(当該期間内に医薬品一部変更承認の申請が受理されたときは、当該申請が受理された日までの期間)」を削る。